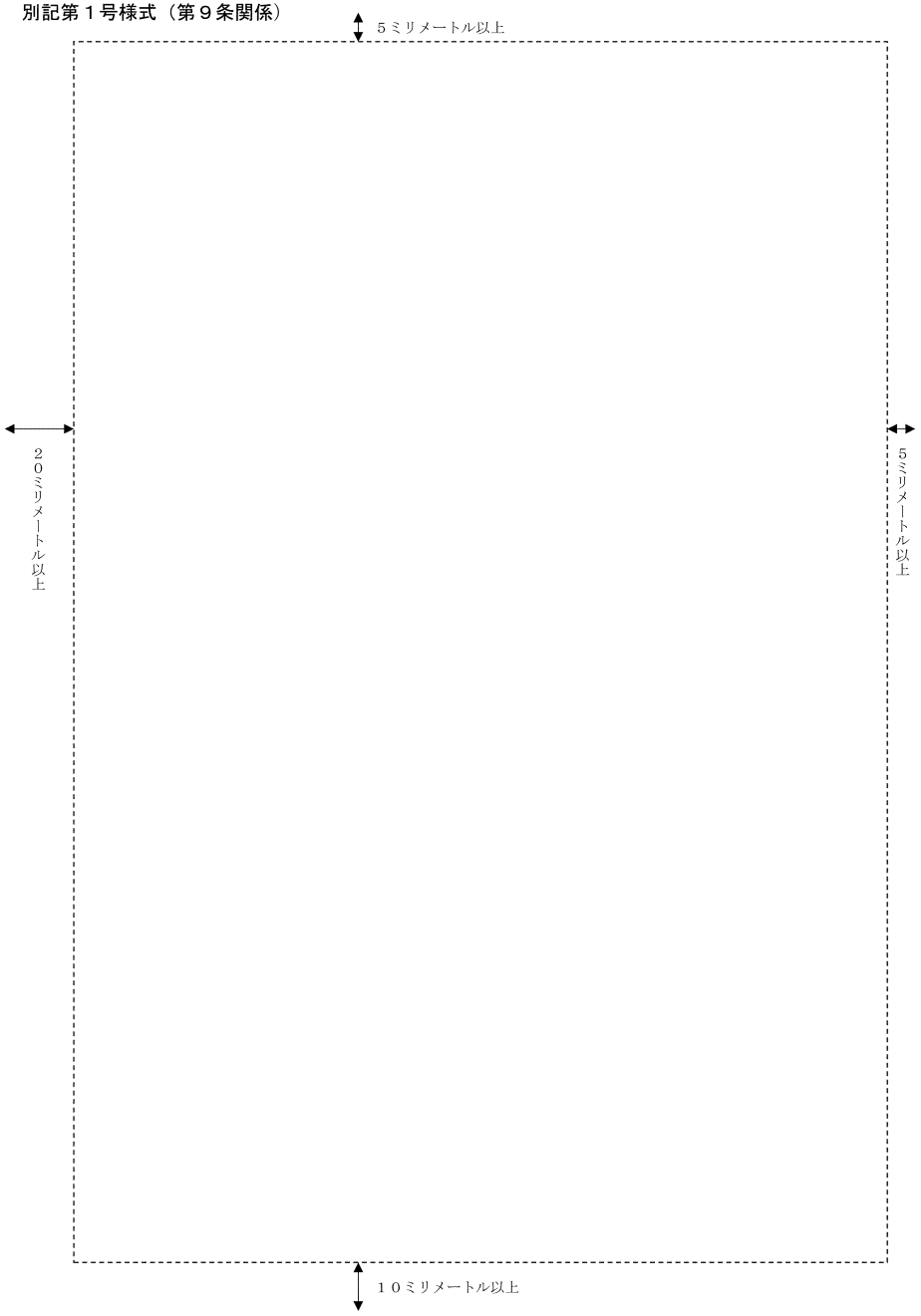
別記第一号様式を次のように改める。

別記第１号様式（第９条関係）



（備考）

１　用紙は、文字が明瞭に判読できる日本産業規格Ａ列四番の紙とする。

２　縦置き又は横置きかを問わず、縦書き又は横書きかを問わない。

３　２枚以上にわたるときは、各ページにページ番号を記載すること。

４　片面のみに記載すること。

５　数枚にわたるときであっても、とじ合わせないこと。

６　様式中の破線は、必要な余白を示すものであり、記載することを要しない。